

## 宮崎市サウンディング型市場調査（事前可能性調査）実施要領

「公有財産（土地・建物）を活用した新たな歳入確保の可能性」について、民間事業者の皆様との「対話」による「サウンディング型市場調査（事前可能性調査）」を実施します。

### 1. 調査の目的

「サウンディング型市場調査」とは、民間事業者がもつ経営ノウハウやアイデアを活用した公民連携手法の可能性を調査するものです。

民間事業者の皆様との「対話」を通じて、自由かつ実現可能な活用アイデアを広くお聴きし、今後の事業実施を検討する際の参考とします。

調査対象である「公有財産（土地・建物）を活用した新たな歳入確保の可能性」について、例えば、「ネーミングライツ」や「広告事業」、「未利用地の売却・貸付」などについて、民間事業者の皆様との対話を通じて今後の事業化の可能性を検討することを目的としています。

この調査案件については、令和元年度（令和2年1月10日～3月13日）にも調査を実施し多数の有益なご意見・ご提案をいただいたため、今年度も引き続き実施するものであり、今後は、期間を定めずに通年で実施してまいります。

### 2. 調査スケジュール

- ・調査（個別対話）の実施 ⇒ 都合の良い日時で30分～1時間程調整し、宮崎市役所で対話をさせていただきます。
- ・調査結果概要の公表 ⇒ 適宜、公表します。

### 3. 調査（個別対話）の概要

#### （1）調査（個別対話）の申し込み方法

参加を希望される方は、様式1「調査（個別対話）参加申込書」を記入の上、メール又はFAXにてご提出ください。メールのタイトルは「個別対話参加申込書」として下さい。

②調査（個別対話）実施期間：期間は定めず、通年で実施します。

※都合の良い日時で30分～1時間程度

③調査対象：宮崎市の全ての公有財産（土地・建物）が対象。参考として、以下の資料を添付していますのでご参照下さい。

- ・別紙1：【案件概要】公有財産（土地・建物）活用
- ・別紙2：年間利用者数が多い公共施設一覧
- ・別紙3：主な広告事業実績
- ・別紙4-1：宮崎市役所における未利用地一覧
- ・別紙4-2：宮崎市役所における未利用地の詳細
- ・別紙5：令和元年度の調査結果【概要】

④対象者：特に業種の指定はありません。本調査に興味を有する法人または法人のグループ（個人での申込みはできません）

⑤申し込み先：宮崎市 企画財政部 行政経営課（Tel 0985-44-0373）  
E-mail：01keiei@city.miyazaki.miyazaki.jp

#### （2）調査（個別対話）の実施方法

別紙1「【案件概要】公有財産（土地・建物）活用」を前提として、ご意見・ご提案をお聴かせください。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

**提案説明のための資料提出は求めません。**（必要な場合は持参いただいても結構です。）

調査（個別対話）は、事業者の皆様から一括してご説明いただき、それを踏まえて市側から質問等をさせていただきますながら、予め定めた時間内で行います。

一部お答えいただけない項目や内容があっても構いません。

また、提案内容によっては進行方法を変更する場合があります。

### （３）調査結果概要の公表

調査結果の概要については、後日ホームページで公表します。

公表内容については、事前に参加事業者の皆様を確認をしたうえで、参加事業者の名称、知的財産にかかる内容などについては公表しないこととします。

### （４）留意事項

#### ①参加及び対話内容の扱い

- ・調査（個別対話）内容は、**双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではない**ことをご理解ください。
- ・調査（個別対話）をもとに事業化の可能性について検討を行いますが、**仮に事業化する場合には、別途、公募により事業者を選定するものであり、ご提案いただいた事業者と契約を行うものではありません。**
- ・なお、【資料４－１】、【資料４－２】の宮崎市役所における未利用地については、入札参加申込みを行うためのものではございませんのでご留意下さい。

#### ②追加調査（対話）への協力

- ・必要に応じて、追加調査（対話）や文書照会、アンケート等を行うことがあります。ご協力をお願いします。

#### ③調査（個別対話）に関する費用

- ・調査（個別対話）への**参加に要する費用は、参加事業者の負担**とします。

#### ④参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、調査（個別対話）の対象者として認めないこととします。
  - （i）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
  - （ii）法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる。
  - （iii）法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号」に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる。

## 4. 参加申込・その他連絡先

連絡先 宮崎市 企画財政部 行政経営課（担当：生駒、吉瀬）  
所在地 〒880-8505 宮崎市橘通西1丁目1番1号 本庁舎3階  
電話/FAX 0985-44-0373/0985-20-5025  
E-mail 01keiei@city.miyazaki.miyazaki.jp